

<p style="text-align: center;">国家税务总局 关于发布修订后的《出口退（免）税企业分类管理办法》的公告 国家税务总局公告2016年第46号</p> <p>为深入贯彻落实《深化国税、地税征管体制改革方案》和《国务院关于促进外贸回稳向好的若干意见》（国发〔2016〕27号），进一步优化出口退税管理，更好地发挥出口退税支持外贸发展的职能作用，推进社会信用体系建设，国家税务总局对《出口退（免）税企业分类管理办法》（国家税务总局公告2015年第2号发布）进行了修订，现予重新发布，自2016年9月1日起施行。《国家税务总局关于发布〈出口退（免）税企业分类管理办法〉的公告》（国家税务总局公告2015年第2号）同时废止。</p> <p style="text-align: center;">特此公告。</p> <p>附件： 1. 生产型出口企业生产能力情况报告 2. 出口退（免）税企业内部风险控制体系建设情况报告 3. 出口退（免）税企业管理类别评定表</p> <p style="text-align: right;">国家税务总局 2016年7月13日</p> <p style="text-align: center;">出口退（免）税企业分类管理办法 第一章 总 则</p> <p>第一条 为进一步优化出口退（免）税管理，提高纳税人税法遵从度，推进社会信用体系建设，充分发挥出口退税支持外贸发展的职能作用，根据《中华人民共和国税收征收管理法》及其实施细则、相关出口税收规定，制定本办法。</p> <p>第二条 国税机关应按照风险可控、放管服结合、利于遵从、便于办税的原则，对出口退（免）税企业（以下简称出口企业）进行分类管理。</p> <p>第三条 出口企业管理类别分为一类、二类、三类、四类。</p>	<p style="text-align: center;">国家稅務總局 改訂後の《輸出税還付（免除）企業分類管理弁法》公布に関する公告 国家稅務總局公告 2016 年第 46 号</p> <p>《国税・地税徴収管理体制改革方案の深化》及び《國務院：對外貿易の安定的な回復向上の促進に関する若干の意見》（国発〔2016〕27号）を深化・徹底及び実行し、輸出税還付の管理を更に適正化し、輸出税還付をよりよく機能させることで對外貿易を發展的に作用させ、さらには社会信用体系の構築を推進するため、国家稅務總局は《輸出税還付（免除）企業分類管理弁法》（国家稅務總局公告 2015 年第 2 号公布）に対して改訂を行った。ここに新たに公布し、2016年9月1日より施行する。《国家稅務總局：〈輸出税還付（免除）企業分類管理弁法〉公布に関する公告》（国家稅務總局公告 2015 年第 2 号）は同時に廃止する。</p> <p style="text-align: center;">特にここに公告する。</p> <p>付屬文書： 1. 生産型輸出企業生産能力状況報告 2. 輸出税還付（免除）企業内部リスクコントロール体制構築状況報告 3. 輸出税還付（免除）企業管理分類査定表</p> <p style="text-align: right;">国家稅務總局 2016年7月13日</p> <p style="text-align: center;">輸出税還付（免除）企業分類管理弁法 第一章 總 則</p> <p>第一条 輸出税還付（免除）管理を更に適正化し、納税者の税法遵守度を向上させ、社会信用体系の構築を推進し、輸出税還付の對外貿易發展を支援する機能・効果を十分に發揮させるため、《中華人民共和國稅收徴収管理法》及びその実施細則・関連輸出稅收規定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 国税機關はリスクコントロールが可能であり、開放・管理及びサービスを結合し、遵守に利となり、稅務手続きに利便的であるとの原則に基づき、輸出税還付（免除）企業（以下「輸出企業」）に対して分類管理を行わなければならない。</p> <p>第三条 輸出企業管理分類は一类・二类・三类・四类に区分される。</p>
--	--

<p>第四条 各省、自治区、直辖市、计划单列市国家税务局（以下简称省国家税务局）负责组织实施本地区出口企业的分类管理工作。</p> <p>具有出口退（免）税审批权限的国家税务局负责评定所辖出口企业的管理类别。</p> <p>第二章 出口企业管理类别的评定标准</p> <p>第五条 一类出口企业的评定标准。</p> <p>（一）生产企业应同时符合下列条件：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企业的生产能力与上一年度申报出口退（免）税规模相匹配。 2. 近3年（含评定当年，下同）未发生过虚开增值税专用发票或者其他增值税扣税凭证、骗取出口退税行为。 3. 上一年度的年末净资产大于上一年度该企业已办理的出口退税额（不含免抵税额）。 4. 评定时纳税信用等级为A级或B级。 5. 企业内部建立了较为完善的出口退（免）税风险控制体系。 <p>（二）外贸企业应同时符合下列条件：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 近3年未发生过虚开增值税专用发票或者其他增值税扣税凭证、骗取出口退税行为。 2. 上一年度的年末净资产大于上一年度该企业已办理出口退税额的60%。 3. 持续经营5年以上（因合并、分立、改制重组等原因新设立企业的情况除外）。 4. 评定时纳税信用等级为A级或B级。 5. 评定时海关企业信用管理类别为高级认证企业或一般认证企业。 6. 评定时外汇管理的分类管理等级为A级。 7. 企业内部建立了较为完善的出口退（免）税风险控制体系。 <p>（三）外贸综合服务企业应同时符合下列条件：</p>	<p>第四条 各省・自治区・直辖市・計画単列市の国家税務局（以下「省国家税務局」）は当該地区の輸出企業の分類管理業務を組織・実施する責を負う。</p> <p>輸出税還付（免除）審査批准権限を有する国家税務局は、管轄する輸出企業の管理分類を査定する責を負う。</p> <p>第二章 輸出企業管理分類の査定基準</p> <p>第五条 一類輸出企業の査定基準。</p> <p>（一）生産企業は、同時に下記の条件に合致しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業の生産能力が前年度に申告した税輸出還付（免除）の規模に一致する。 2. 直近3年（査定当年を含める、以下同様）、増値税専用発票或いはその他の増値税控除証憑の虚偽発行・輸出税還付の詐取行為が発生していない。 3. 前年度の年末の純資産が前年度に当該企業が既に行った輸出税還付額（免除・控除税額を含めない）を上回る。 4. 査定時の納税信用等级がA級或いはB級である。 5. 企業内部に比較的完備された輸出税還付（免除）のリスクをコントロール体制が構築されている。 <p>（二）対外貿易企業は、同時に下記の条件に合致しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 直近3年、増値税専用発票或いはその他の増値税控除証憑の虚偽発行・輸出税還付の詐取行為が発生していない。 2. 前年度の年末の純資産が前年度に当該企業が既に行った輸出税還付額の60%を上回っている。 3. 5年以上経営を続けている（合併・分割・再編等の原因により企業を新設した場合を除く）。 4. 査定時の納税信用等级がA級或いはB級である。 5. 査定時の税関企業信用管理分類が高級認証企業或いは一般認証企業である。 6. 査定時の外貨管理の分類管理等級がA級である。 7. 企業内部に比較的完備された輸出税還付（免除）のリスクコントロール体制が構築されている。 <p>（三）対外貿易総合サービス企業は、同時に下記の条件に合致しなければなら</p>
--	--

<p>1. 近3年未发生过虚开增值税专用发票或者其他增值税扣税凭证、骗取出口退税行为。</p> <p>2. 上一年度的年末净资产大于上一年度该企业已办理出口退税额的30%。</p> <p>3. 上一年度申报从事外贸综合服务业务的出口退税额，大于该企业全部出口退税额的80%。</p> <p>4. 评定时纳税信用级别为A级或B级。</p> <p>5. 评定时海关企业信用管理类别为高级认证企业或一般认证企业。</p> <p>6. 评定时外汇管理的分类管理等级为A级。</p> <p>7. 企业内部建立了较为完善的出口退（免）税风险控制体系。</p> <p>第六条 具有下列情形之一的出口企业，其出口企业管理类别应评定为三类：</p> <p>（一）自首笔申报出口退（免）税之日起至评定时未滿12个月。</p> <p>（二）评定时纳税信用级别为C级，或尚未评价纳税信用级别。</p> <p>（三）上一年度累计6个月以上未申报出口退（免）税（从事对外援助、对外承包、境外投资业务的，以及出口季节性商品或出口生产周期较长的大型设备的出口企业除外）。</p> <p>（四）上一年度发生过违反出口退（免）税有关规定的行为，但尚未达到税务机关行政处罚标准或司法机关处理标准的。</p> <p>（五）存在省国家税务局规定的其他失信或风险情形。</p> <p>第七条 具有下列情形之一的出口企业，其出口企业管理类别应评定为四类：</p> <p>（一）评定时纳税信用级别为D级。</p> <p>（二）上一年度发生过拒绝向国税机关提供有关出口退（免）税账簿、原始凭证、申报资料、备案单证等情形。</p>	<p>い：</p> <p>1. 直近3年、増値税専用発票或いはその他の増値税控除証憑の虚偽発行・輸出税還付の詐取行為が発生していない。</p> <p>2. 前年度の年末の純資産が前年度に当該企業が既に行った輸出税還付額の30%を上回っている。</p> <p>3. 前年度に申告した対外貿易総合サービス業務の従事に係る輸出税還付額が、当該企業の全ての輸出税還付額の80%を上回っている。</p> <p>4. 査定時の納税信用等級がA級或いはB級である。</p> <p>5. 査定時の税関企業信用管理分類が高級認証企業或いは一般認証企業である。</p> <p>6. 査定時の外貨管理の分類管理等級がA級である。</p> <p>7. 企業内部に比較的完備された輸出税還付（免除）のリスクコントロール体制が構築されている。</p> <p>第六条 下記の状況のいずれかを有する輸出企業は、その輸出企業管理分類を三類として査定しなければならない：</p> <p>（一）初めて輸出税還付（免除）を申告した日から査定時までが12ヶ月未滿。</p> <p>（二）査定時の納税信用等級がC級である、或いは納税信用等級がない。</p> <p>（三）前年度に累計6ヶ月以上、輸出税還付（免除）を申告していない（対外援助・対外請負・対外投資業務に従事する場合、及び季節性商品を輸出した或いは生産周期が比較的長い大型設備を輸出する輸出企業を除く）。</p> <p>（四）税務機関の行政処罰基準或いは司法機関の処理基準には達していないものの、前年度に輸出税還付（免除）関連規定に違反した場合。</p> <p>（五）省国家税務局が規定するその他の信用喪失或いはリスク状況が存在している場合。</p> <p>第七条 下記の状況のいずれかを有する輸出企業は、その輸出企業管理分類を四類として査定しなければならない：</p> <p>（一）査定時の納税信用等級がD級である。</p> <p>（二）前年度に国税機関への輸出税還付（免除）に関する帳簿・オリジナル証憑・申告資料・備案書類等の提供を拒絶する状況が発生したことがある場合。</p>
---	---

<p>(三) 上一年度因违反出口退(免)税有关规定, 被税务机关行政处罚或被司法机关处理过的。</p> <p>(四) 评定时企业因骗取出口退税被停止出口退税权, 或者停止出口退税权届满后未滿2年。</p> <p>(五) 四类出口企业的法定代表人新成立的出口企业。</p> <p>(六) 列入国家联合惩戒对象的失信企业。</p> <p>(七) 海关企业信用管理类别认定为失信企业。</p> <p>(八) 外汇管理的分类管理等级为C级。</p> <p>(九) 存在省国家税务局规定的其他严重失信或风险情形。</p> <p>第八条 一类、三类、四类出口企业以外的出口企业, 其出口企业管理类别应评定为二类。</p> <p>第三章 出口企业管理类别评定及调整</p> <p>第九条 出口企业管理类别评定工作每年进行1次, 应于企业纳税信用级别评价结果确定后1个月内完成。评定工作完成的次月起, 国税机关对出口企业实施对应的分类管理措施。</p> <p>第十条 申请出口企业管理类别评定为一类的出口企业, 应于企业纳税信用级别评价结果确定的当月向主管国税机关报送《生产型出口企业生产能力情况报告》(仅生产企业填报, 样式见附件1)、《出口退(免)税企业内部风险控制体系建设情况报告》(样式见附件2)。</p> <p>第十一条 县(区)国家税务局负责评定出口企业管理类别的, 应于评定工作完成后10个工作日内将评定结果报地(市)国家税务局备案; 地(市)国家税务局负责评定的, 县(区)国家税务局须进行初评并填报《出口退(免)税企业管理类别评定表》(附件3), 报地(市)国家税务局审定。</p>	<p>(三) 前年度に輸出税還付(免除)関連規定に違反したことにより、税務機関の行政処罰或いは司法機関の処理を受けたことがある場合。</p> <p>(四) 査定時に企業が輸出税還付の詐取等により輸出税還付権を停止されている、或いは輸出税還付権停止後2年未滿の場合。</p> <p>(五) 四類輸出企業の法定代表人が新たに設立した輸出企業。</p> <p>(六) 国家連合懲戒対象に組み入れられた信用喪失企業。</p> <p>(七) 税関企業信用管理分類が信用喪失企業に認定されている。</p> <p>(八) 外貨管理の分類管理等級がC級である。</p> <p>(九) 省国家税務局が規定するその他の信用喪失或いはリスク状況が存在する場合。</p> <p>第八条 一類・三類・四類輸出企業以外の輸出企業は、その輸出企業管理分類を二類として査定しなければならない。</p> <p>第三章 輸出企業管理分類の査定及び調整</p> <p>第九条 輸出企業管理分類の査定業務は毎年1回行い、企業の納税信用等級の査定結果の確定後1ヶ月以内に完了させなければならない。査定業務完了の翌日より、国税機関は輸出企業に対して対応する分類管理措置を実施する。</p> <p>第十条 輸出企業管理分類査定を一類として申請する輸出企業は、企業納税信用等級の評価が確定した当月に主管国税機関に《生産型輸出企業生産能力状況報告》(生産企業のみ記入、様式は付属文書1参照)・《輸出税還付(免除)企業内部リスクコントロール体制構築状況報告》(様式は付属文書2参照)を送信・報告しなければならない。</p> <p>第十一条 県(区)国家税務総局が輸出企業管理分類査定の責を負う場合、査定業務完了後の10営業日以内に査定結果を地方(市)国家税務局に報告して備案しなければならない; 地方(市)国家税務局が査定の責を負う場合、県(区)国家税務局が初回査定を行い、また《輸出税還付(免除)企業管理分類査定表》(付属文書3)に記入し、地方(市)国家税務局に報告して査定を受けなければならない。</p>
---	---

<p>第十二条 负责评定出口企业管理类别的国税机关，应在评定工作完成后的15个工作日内将评定结果告知出口企业，并主动公开一类、四类的出口企业名单。</p> <p>第十三条 主管国税机关发现出口企业存在下列情形的，应自发现之日起20个工作日内，调整其出口企业管理类别：</p> <p>（一）一类、二类、三类出口企业的纳税信用等级发生降级的，可相应调整出口企业管理类别。</p> <p>（二）一类、二类、三类出口企业发生以下情形之一的，出口企业管理类别应调整为四类：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 拒绝提供有关出口退（免）税账簿、原始凭证、申报资料、备案单证的。 2. 因违反出口退（免）税有关规定，被税务机关行政处罚或被司法机关处理。 3. 被列为国家联合惩戒对象的失信企业。 <p>（三）一类、二类出口企业不配合国税机关实施出口退（免）税管理，以及未按规定收集、装订、存放出口退（免）税凭证及备案单证的，出口企业管理类别应调整为三类。</p> <p>（四）一类、二类出口企业因涉嫌骗取出口退税被立案查处尚未结案的，暂按三类出口企业管理，待案件查结后，依据查处情况相应调整出口企业管理类别；三类、四类出口企业因涉嫌骗取出口退税被立案查处尚未结案的，暂按原类别管理，待案件查结后，依据查处情况调整出口企业管理类别。</p> <p>（五）在国税机关完成年度管理类别评定后新增办理出口退（免）税备案的出口企业，其出口企业管理类别应确定为三类。</p>	<p>第十二条 輸出企業管理分類査定の責を負う国税機関は、査定業務完了後の15営業日以内に査定結果を輸出企業に告知し、また一類・四類の輸出企業リストを自主的に公開しなければならない。</p> <p>第十三条 主管国税機関は輸出企業に下記の状況が存在することを発見した場合、発見日より20営業日以内に、その輸出企業管理分類を調整しなければならない：</p> <p>（一）一類・二類・三類輸出企業の納税信用等级に降格が生じた場合、輸出企業管理分類を相応に調整することができる。</p> <p>（二）一類・二類・三類輸出企業に以下の状況のいずれかが生じた場合、輸出企業管理分類を四類に調整しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸出税還付（免除）に関する帳簿・オリジナル証憑・申告資料・備案書類の提供を拒んだ場合。 2. 輸出税還付（免除）関連規定に違反したことにより、税務機関の行政处罚或いは司法機関の処理を受けた場合。 3. 国家連合懲戒対象の信用喪失企業に挙げられた場合。 <p>（三）一類・二類輸出企業が、国税機関が実施する輸出税還付（免除）管理に協力しない、及び規定に基づき輸出税還付（免除）の証憑及び備案書類を収集・綴り・保存していない場合、輸出企業管理分類を三類に調整しなければならない。</p> <p>（四）一類・二類輸出企業が輸出税還付詐取の嫌疑により立件され調査処分されたが結審していない場合、暫時三類輸出企業として管理され、案件の調査終了後、調査処理状況に基づき輸出企業管理分類を相応に調整される；三類・四類輸出企業が輸出税還付詐取の嫌疑により立件され調査処分されたが結審していない場合、暫時元の分類として管理され、案件の調査終了後、調査処理状況に基づき輸出企業管理分類が調整される。</p> <p>（五）国税機関が年度管理分類査定を完了した後に新たに輸出税還付（免除）備案を行った輸出企業は、その輸出企業管理分類を三類に確定しなければならない。</p>
---	---

<p>第十四条 负责评定出口企业管理类别的国税机关在评定出口企业的管理类别时，应根据出口企业上一年度的管理类别，按照四类、三类、二类、一类的顺序逐级晋级，原则上不得越级评定。</p> <p>四类出口企业自评定之日起，12个月内不得评定为其他管理类别。</p> <p>第十五条 国税机关应提高税源管理部门、纳税服务部门、稽查部门、进出口税收管理部门之间信息共享的质量和效率，建立相应的信息通报制度，及时传递出口企业的纳税信用等级评定结果、纳税评估情况、税务稽查立案及处理情况等信息。</p> <p>第四章 分类管理及服务措施</p> <p>第十六条 主管国税机关可为一类出口企业提供绿色办税通道（特约服务区），优先办理出口退税，并建立重点联系制度，及时解决企业有关出口退（免）税问题。</p> <p>对一类出口企业中纳税信用等级为A级的纳税人，按照《关于对纳税信用A级纳税人实施联合激励措施的合作备忘录》的规定，实施联合激励措施。</p> <p>第十七条 对一类出口企业申报的出口退（免）税，国税机关经审核，同时符合下列条件的，应自受理企业申报之日起，5个工作日内办结出口退（免）税手续：</p> <p>（一）申报的电子数据与海关出口货物报关单结关信息、增值税专用发票信息比对无误。</p> <p>（二）出口退（免）税额计算准确无误。</p> <p>（三）不涉及税务总局和省国家税务局确定的预警风险信息。</p> <p>（四）属于外贸企业的，出口的货物是从纳税信用等级为A级或B级的供货企业购进。</p> <p>（五）属于外贸综合服务企业的，接受其提供服务的中小生产企业的纳税信用等级为A级或B级。</p> <p>第十八条 对二类出口企业申报的出口</p>	<p>第十四条 輸出企業管理分類査定の責を負う国税機関は輸出企業の管理分類を査定する際、輸出企業の前年度の管理分類に基づき、四類・三類・二類・一類の順序で段階的に昇格させ、原則として飛び級の査定をしてはならない。</p> <p>四類輸出企業は査定日より、12ヶ月内はその他の管理分類に査定してはならない。</p> <p>第十五条 国税機関は、税源管理部門・納税サービス部門・捜査部門・輸出入税収管理部門間の情報共有の質及び効率を向上させ、相応の情報通報制度を構築し、適時輸出企業の納税信用等级査定結果・納税評価状況・税務捜査の立件及び処理情况等の情報を伝達しなければならない。</p> <p>第四章 分類管理及びサービス措置</p> <p>第十六条 主管国税機関は一类輸出企業にグリーン税務手続きルート（特約サービス区）を提供し、優先的に輸出税還付を取扱い、また重点連絡制度を構築し、適時企業の輸出税還付（免除）の関連問題を解決することができる。</p> <p>一类輸出企業のうち納税信用等级がA級である納税者に対して、《納税信用A級納税者に対する連合奨励措置の実施に関する協力備忘録》の規定に基づき、連合奨励措置を実施する。</p> <p>第十七条 一类輸出企業が申告した輸出税還付（免除）に対して、国税機関は審査を経て、同時に下記の条件に合致する場合、企業申告の受理日より、5営業日以内に輸出税還付（免除）手続きを完了させなければならない：</p> <p>（一）申告された電子データと税関輸出貨物申告書の通関完了情報・増値税専用発票情報との照合に誤りがない。</p> <p>（二）輸出税還付（免除）額の計算が正確且つ誤りがない。</p> <p>（三）税務総局及び省国家税務局が定めるリスク事前アラート情報に抵触しない。</p> <p>（四）対外貿易企業に属する場合、輸出する貨物は、納税信用等级がA級或いはB級のサプライヤーから購入している。</p> <p>（五）対外貿易総合サービス企業に属する場合、サービス提供を受ける中小生産企業の納税信用等级がA級或いはB級である。</p> <p>第十八条 二类輸出企業が申告した輸出</p>
--	---

<p>退（免）税，国税机关经审核，同时符合下列条件的，应自受理企业申报之日起，10个工作日内办结出口退（免）税手续：</p> <p>（一）符合出口退（免）税相关规定。</p> <p>（二）申报的电子数据与海关出口货物报关单结关信息、增值税专用发票信息比对无误。</p> <p>（三）未发现审核疑点或者审核疑点已排除完毕。</p> <p>第十九条 对三类出口企业申报的出口退（免）税，国税机关经审核，同时符合下列条件的，应自受理企业申报之日起，15个工作日内办结出口退（免）税手续：</p> <p>（一）符合出口退（免）税相关规定。</p> <p>（二）申报的电子数据与海关出口货物报关单结关信息、增值税专用发票信息比对无误。</p> <p>（三）未发现审核疑点或者审核疑点已排除完毕。</p> <p>第二十条 对四类出口企业申报的出口退（免）税，国税机关应按下列规定进行审核：</p> <p>（一）申报的纸质凭证、资料应与电子数据相互匹配且逻辑相符。</p> <p>（二）申报的电子数据应与海关出口货物报关单结关信息、增值税专用发票信息比对无误。</p> <p>（三）对该类企业申报出口退（免）税的外购出口货物或视同自产产品，国税机关应对每户供货企业的发票，都要抽取一定的比例发函调查。</p> <p>（四）属于生产企业的，对其申报出口退（免）税的自产产品，国税机关应对其生产能力、纳税情况进行评估。</p> <p>国税机关按上述要求完成审核，并排除</p>	<p>税還付（免除）に対して、国税機関は審査を経て、同時に下記の条件に合致する場合、企業申告の受理日より、10営業日以内に輸出税還付（免除）手続きを完了させなければならない：</p> <p>（一）輸出税還付（免除）関連規定に合致する。</p> <p>（二）申告された電子データと税関輸出貨物申告書の通関完了情報・増値税専用発票情報との照合に誤りがない。</p> <p>（三）審査上疑わしい点が発見されていない、或いは疑わしい点があったとしても既に解決されている。</p> <p>第十九条 三類輸出企業が申告した輸出税還付（免除）に対して、国税機関は審査を経て、同時に下記の条件に合致する場合、企業申告の受理日より、15営業日以内に輸出税還付（免除）手続きを完了させなければならない：</p> <p>（一）輸出税還付（免除）関連規定に合致する。</p> <p>（二）申告された電子データと税関輸出貨物申告書の通関完了情報・増値税専用発票情報との照合に誤りがない。</p> <p>（三）審査上疑わしい点が発見されていない、或いは疑わしい点があったとしても既に解決されている。</p> <p>第二十条 四類輸出企業が申告した輸出税還付（免除）に対して、国税機関は下記の規定に基づき審査を行わなければならない：</p> <p>（一）申告された紙ベースの証憑・資料と電子データは相互に整合且つロジックが合致しなければならない。</p> <p>（二）申告された電子データと税関輸出貨物申告書の通関完了情報・増値税専用発票との照合に誤りがあってはならない。</p> <p>（三）当該企業が輸出税還付（免除）を申告した外部購入の輸出貨物或いは自社生産と見做される製品に対して、国税機関は各サプライヤーの発票について、全て一定の比率で抽出して書簡発送により調査を行わなければならない。</p> <p>（四）生産企業に属する場合、その輸出税還付（免除）を申告した自社生産の製品に対して、国税機関はその生産能力・納税状況について評価を行わなければならない。</p> <p>国税機関は上述の要求に基づき審査を完</p>
---	---

<p>所有审核疑点后, 应自受理企业申报之日起, 20个工作日内办结出口退(免)税手续。</p> <p>第二十一条 出口企业申报的出口退(免)税, 国税机关发现存在下列情形之一的, 应按规定予以核实, 排除相关疑点后, 方可办理出口退(免)税, 不受本办法有关办结出口退(免)税手续时限的限制:</p> <p>(一) 不符合本办法第十七条、第十八条、第十九条、第二十条规定的。</p> <p>(二) 涉及海关、外汇管理局等出口监管部门提供的风险信息。</p> <p>第二十二条 各省国家税务局应定期组织对已办理的出口退(免)税情况开展风险分析工作, 发现出口企业申报的退(免)税存在骗取出口退税疑点的, 应按规定进行评估、核查, 发现问题的, 应按规定予以处理。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附 则</p> <p>第二十三条 本办法用语的含义:</p> <p>“出口退(免)税企业”, 指适用出口退(免)税政策的企业和其他单位, 以及适用增值税零税率政策的应税服务提供者。按照出口企业适用的出口退(免)税办法和经营业态, 分为生产企业、外贸企业、外贸综合服务企业。</p> <p>“生产企业”, 指适用免抵退税办法的出口企业。</p> <p>“外贸企业”, 指适用免退税办法的出口企业。</p> <p>“一类出口企业”“二类出口企业”“三类出口企业”“四类出口企业”, 指出口退(免)税企业分类管理类别分别为一类、二类、三类、四类的出口企业。</p> <p>“上一年度”, 指评定出口退(免)税企业管理类别的上一个自然年度。</p> <p>“外贸综合服务业务”, 应同时符合以下条件:</p>	<p>了させ、また全ての審査上の疑問点を解決した後、企業申告の受理日より、20営業日以内に輸出税還付(免除)手続きを完了させなければならない。</p> <p>第二十一条 輸出企業が申告した輸出税還付(免除)について、国税機関は下記状況のいずれかが存在することを発見した場合、規定に基づき事実確認を行い、関連疑問点を解決した後でなければ輸出税還付(免除)を取り扱うことはできず、本弁法にある輸出税還付(免除)手続き完了期限の制限は受けない:</p> <p>(一) 本弁法第十七条・第十八条・第十九条・第二十条の規定に合致しない場合。</p> <p>(二) 税関・外貨管理局等の輸出監督管理部門が提供するリスク情報に関わる。</p> <p>第二十二条 各省国家税务局は、既に処理した輸出税還付(免除)の状況に対して実施するリスク分析業務を定期的に組織し、輸出企業が申告した税還付(免除)に輸出税詐取の疑いが存在することが発覚した場合、規定に基づき評価・検査を行わなければならない。問題が発見された場合は、規定に基づき処理しななければならない。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附 則</p> <p>第二十三条 本弁法の用語の含意は以下の通りとする:</p> <p>「輸出税還付(免除)企業」とは、輸出税還付(免除)政策を適用する企業及びその他単位、及び増値税ゼロ税率政策を適用する課税サービス提供者を指す。輸出企業が適用する輸出税還付(免除)方法及び経営状態に基づき、生産企業・対外貿易企業・対外貿易総合サービス企業に区分される。</p> <p>「生産企業」とは、税の免除・控除・還付方法を適用する輸出企業を指す。</p> <p>「対外貿易企業」とは、税の免除・還付方法を適用する輸出企業を指す。</p> <p>「一類輸出企業」「二類輸出企業」「三類輸出企業」「四類輸出企業」とは、輸出税還付(免除)企業分類管理の分類がそれぞれ一類・二類・三類・四類である輸出企業を指す。</p> <p>「前年度」とは、輸出税還付(免除)企業管理分類を査定する一つ前の自然年度を指す。</p> <p>「対外貿易総合サービス業務」は、同時に以下の条件に合致しなければならない:</p>
--	---

<p>(一) 出口货物为国内生产企业自产的货物。</p> <p>(二) 国内生产企业已将出口货物销售给外贸综合服务企业。</p> <p>(三) 国内生产企业与境外单位或个人已经签订出口合同，并约定货物由外贸综合服务企业出口至境外单位或个人，货款由境外单位或个人支付给外贸综合服务企业。</p> <p>(四) 外贸综合服务企业以自营方式出口。</p> <p>(五) 外贸综合服务企业申报出口退(免)税时，在《外贸企业出口退税进货明细申报表》第15栏(业务类型)、《外贸企业出口退税出口明细申报表》第19栏(退(免)税业务类型)填写“WMZHFV”。</p> <p>“办结出口退(免)税手续”，指税务机关对出口企业申报的符合规定的退(免)税，开具税收收入退还书并传递至国库。</p> <p>第二十四条 各省国家税务局可以根据本办法制定和细化具体实施办法。</p> <p>第二十五条 本办法自2016年9月1日起施行，以出口企业申报退(免)税时间为准。</p> <p>附件： 生产型出口企业生产能力情况报告 出口退(免)税企业内部风险控制体系建设情况报告 出口退(免)税企业管理类别评定表</p>	<p>(一) 輸出貨物が、国内生産企業が自社生産した貨物である。</p> <p>(二) 国内生産企業が既に輸出貨物を対外貿易総合サービス企業に販売している。</p> <p>(三) 国内生産企業が国外単位或いは個人と既に輸出契約を締結しており、且つ貨物が対外貿易総合サービス企業から国外単位或いは個人に輸出され、貨物代金が国外単位或いは個人により対外貿易総合サービス企業に支払われることを約定している。</p> <p>(四) 対外貿易総合サービス企業が自営方式により輸出する。</p> <p>(五) 対外貿易総合サービス企業が輸出税還付(免除)を申告する際、《対外貿易企業輸出税還付に係る仕入明細申告表》の第15欄(業務類型)・《対外貿易企業輸出税還付に係る輸出明細申告表》の第19欄(税還付(免除)業務類型)に「WMZHFV」と記入する。</p> <p>「輸出税還付(免除)手続きの完了」とは、国税機関が、輸出企業が申告した規定に合致する税還付(免除)に対して、税收收入還付書を発行且つ国庫に伝達することを指す。</p> <p>第二十四条 各省国家税务局は、本弁法に基づき具体的な実施弁法を制定及び細分化することができる。</p> <p>第二十五条 本弁法は2016年9月1日より施行し、輸出企業が税還付(免除)を申告する時点を基準とする。</p> <p>付属文書： 生産型輸出企業生産能力状況報告 輸出税還付(免除)企業内部リスクコントロール体制構築状況報告 輸出税還付(免除)企業管理分類査定表</p>
---	---